

「まっえDANDAN食べきり運動協力店」募集要領

（目的）

第1条 食品ロス（食べ残し等による生ごみ）を削減するために、飲食店・食品小売店等において食品ロス削減に取り組む事業者を「まっえDANDAN食べきり運動協力店」（以下、「協力店」という。）として登録し、その取組みを広く市民に周知することで、市民・事業者・行政が協働し、食品ロス削減を推進することを目的とする。

（対象事業所）

第2条 松江市内で営業する飲食店、宿泊施設及び食品小売店等（以下、「店舗」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。

（協力店の要件）

第3条 次に示す取組みを2つ以上行っていることを協力店登録の要件とする。

【飲食店・宿泊施設】

(1)	小盛メニューやハーフサイズメニューの導入
(2)	食べ残しを減らすための呼びかけ
(3)	食べ残し削減に向けた啓発活動
(4)	持ち帰り希望者への対応
(5)	小盛割引や食べきり割引、特典等
(6)	その他の食品ロス削減のための取組み

【食品小売店】

(1)	ばら売り、量り売り、少量パックによる販売
(2)	消費期限、賞味期限間近の食品や閉店間際の割引販売
(3)	食品使い切りレシピなどを紹介するコーナーの設置
(4)	啓発グッズ（ポスター等）の設置または掲示
(5)	食品廃棄物のリサイクル
(6)	その他の食品ロス削減のための取組み

（協力店の役割）

第4条 協力店は、以下の役割を担うものとする。

- (1) 前条で選択した項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
- (2) 市が提供する啓発資材等を活用し、食品ロス削減の取組を来店者にPRする。
- (3) 市が実施する食品ロス削減に関する市民等への啓発に協力する。
- (4) 市が実施する協力店制度及び食品ロス削減等に関する調査に協力する。

- (5) 前条の取組みを実践する場合、食品衛生法その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守するとともに、持ち帰り希望者には食中毒等のリスクや取り扱い方法など衛生上の注意事項を十分に説明し、食中毒等が発生した場合はお客様の自己責任となる旨を伝えること。また、持ち帰りには十分に加熱された食品を提供し、生もの及び半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないこと。さらに、料理の取り扱いについて注意書きを添えるなど、食中毒等を防止するための工夫を行うこと。なお、市は食べ残しの持ち帰りに伴い生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(申請方法)

第5条 協力店に登録を希望する事業者（以下、「申請者」という。）は、「まつえDANDAN食べきり運動協力店」登録申請書（様式第1号）を市へ提出するものとする。

- 2 市は登録申請書の内容を確認し、適当と認めた場合は登録名簿へ掲載するとともに、申請者に対し啓発資材を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 協力店は、「まつえDANDAN食べきり運動協力店」登録申請書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合は、「まつえDANDAN食べきり運動協力店」登録内容変更届（様式第2号）を速やかに市へ提出するものとする。

(協力店の辞退)

第7条 協力店は、事情により取組みができなくなったときは、「まつえDANDAN食べきり運動協力店」登録辞退届（様式第3号）を市へ提出するものとする。

- 2 協力店を辞退した場合は、速やかに市が交付した啓発資材を市へ返却するものとする。

(登録の抹消)

第8条 市は、協力店が要件を満たしていない又は信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した時は、登録を抹消することができる。

- 2 登録を抹消された協力店は、速やかに市が交付した啓発資材を市へ返却するものとする。

(市の役割)

第9条 市は以下の役割を担うものとする。

- (1) 協力店に対し啓発資材を提供する。
- (2) 登録された協力店を市のホームページ等で紹介する。

(3) 市民等へ食品ロス削減に関する啓発を行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。

この要領は、令和7年7月7日から施行する。